

# 廿日市市次世代自動車導入促進 補助金の手引き

（令和 7 年 4 月作成）

## 【申請・問合せ先】

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

廿日市市生活環境部ゼロカーボン推進課

電話：（0829）30-9224 FAX：（0829）31-0133

申請書等の様式は、廿日市市のホームページからダウンロードできます。



・ 補助金の申請をされる皆様へ ・

廿日市市次世代自動車導入促進補助金の適正な執行のため、「廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付要綱」や本手引きをよく確認し、十分にご理解いただいた上で、補助金受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- 申請書類は返却いたしません。申請者（申請にあたり委任を受けた者がいるときは委任を受けた者）は、関係書類の提出前に控えをとっておいてください。
- 郵送提出をされる方は、特定記録郵便などをご活用いただき到着状況につきましてはご自身でご確認ください。原則、電話での問い合わせは受け付けません。
- 補助金の交付を受けた方は、本補助金を受けて導入した車両を適正に管理してください。

## 1 目的

大気環境の改善、二酸化炭素排出量の削減及び災害対応力の向上を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、超小型モビリティ又はミニカー（以下「次世代自動車」という。）の導入を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 受付期間

次の期間内に先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

令和7年4月23日（水）～令和8年3月19日（木）

※ 受付期間内であっても、予算額に達した場合は、受付を締め切ります。

## 3 受付場所

必要書類を、廿日市市生活環境部ゼロカーボン推進課（廿日市市役所1階）に持参又は郵送してください。

※ 書類に不備がある場合は、受理できません。

※ 郵送提出をされる方は、特定記録郵便などを活用いただき到着状況につきましてはご自身で確認ください。原則、電話での問い合わせは受け付けません。

## 4 補助対象

1. 補助対象者は、次のいずれかに該当し、次世代自動車 （ただし、車両の初度登録が令和6年4月以降のものに限る。） を購入・導入した方です。リース契約による導入の場合も対象としますが、使用期間が4年以上の契約によるものに限りします。
  - （1）本市に住所を有する個人
  - （2）本市に事務所又は事業所を有する法人
2. ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者となりません。
  - （1）市税（延滞金含む）の滞納がある者
  - （2）廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等である者
  - （3）補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用するおそれがあると認められる者

3. 補助対象車両は、次に掲げる要件すべてに該当する車両です。

- (1) 経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV 補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- (2) CEV 補助金の交付決定から1年以内であること。
- (3) 車両の初度登録が令和6年4月1日以降であること。
- (4) 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、超小型モビリティ、ミニカーであること。（※側車付二輪自動車、原動機付自転車は補助対象外です。）
- (5) 過去にこの補助金を受けていないこと。

CEV 補助金については下記 URL をご覧ください。

【次世代自動車振興センターHP <https://www.cev-pc.or.jp/> 】

## 5 補助金の額

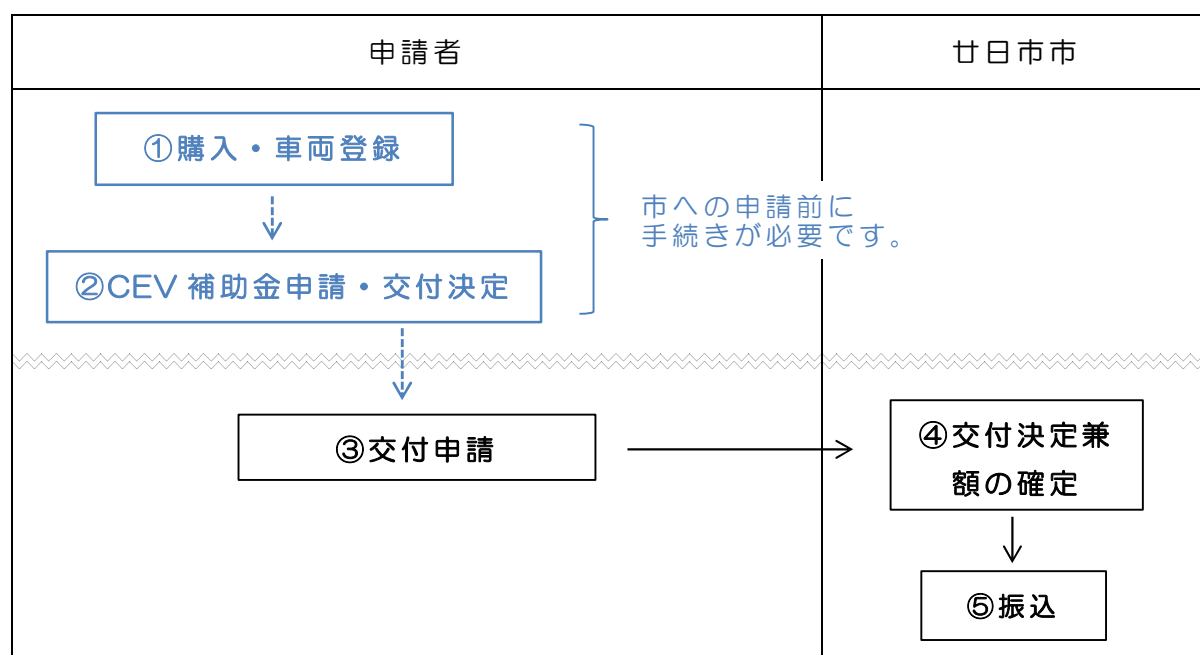
車両の種類ごとの補助金の額は、次の表のとおりです。

※ 1世帯又は1法人につき5台を上限とします。

| 車両の種類※          | 補助金の額     |
|-----------------|-----------|
| ①電気自動車          | 1台につき10万円 |
| ②プラグインハイブリッド自動車 |           |
| ③燃料電池自動車        |           |
| ④超小型モビリティ       |           |
| ⑤ミニカー           | 1台につき5万円  |

※車両の種類は、CEV 補助金の補助対象車両一覧表をご確認ください。

## 6 申請の流れ



- ①② 廿日市市への申請は、CEV 補助金の「交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書」が届いた後となります。市への申請前に、CEV 補助金の交付決定を受けてください。
- ④ 市では、書類審査（必要に応じて現地確認）を行い、補助金の交付を決定したときは、その旨を廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書（別記様式第3号）により通知します。
- また、補助金を交付しない決定をしたときは、その旨を廿日市市次世代自動車導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により通知します。
- ⑤ 廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付決定通知書兼額確定通知書の日付から30日程度で、補助金交付申請時に提出された口座振替依頼書に記載の口座に振り込みます。（振込予定日について事前にお知らせはしませんのでご了承ください。）

## 7 書類記入上の注意

- 書類に不備、不足がある場合は、申請を受理できなかったり、補助金の支払いができなかったりしますので、申請者（代理人を定めた場合は代理人）の責任において必要書類を揃えていただくようお願いします。
- 申請書類は、パソコン入力又は黒色のボールペンで丁寧に記入してください。消えるボールペンや鉛筆の使用は不可です。
- 申請書類に押印する印鑑は、全て同一のものを使用してください。
- 申請書類の訂正には、修正テープ又は修正液は使用しないでください。二重線で訂正し、訂正印を押してください。
- 申請関係書類は返却しません。必ず申請前にコピーを取り、保管してください。

## 8 交付申請時の必要書類等

### 補助金の交付申請

C E V 補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書到着後、次の書類を提出してください。

- (ア) 廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (イ) 世帯全員の住民票の写し（申請者が個人の場合に限る。）  
※交付申請書を提出する以前3か月以内に交付された原本を提出してください。
- (ウ) 廿日市市内に事務所または事業所を有することを証明する書類（申請者が法人の場合に限る。）  
※所在地証明書、履歴事項全部証明書など公的機関が発行したものに限りします。  
※交付申請書を提出する以前3か月以内に交付された原本を提出してください。
- (エ) 市税等（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類  
※交付申請書を提出する以前3か月以内に交付された原本を提出してください。
- (オ) 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し（ミニカーを除く。）
- (カ) 標識交付証明書（ミニカーの場合に限る。）
- (キ) リース契約書の写し（リース契約の場合に限る。）  
※使用期間が4年以上であることが確認できるもの。
- (ク) C E V 補助金の補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し  
※交付決定日から1年以内であること。
- (ケ) 災害時電源協力車登録の同意書（別記様式第2号）
- (コ) 補助金交付申請事務を委任する場合は委任状  
※申請者本人以外の方が申請に来られる場合に提出してください。
- (サ) 口座振替依頼書（市に口座登録がない方）  
※指定する金融機関口座は、申請者本人名義のものに限りします。
- (シ) その他市長が必要と認める書類

申請に必要な書類のうち、次のものは市役所の各窓口で取得できます。

それぞれの書類の取得方法については、市ホームページをご覧ください。各窓口にお問い合わせください。

- |                  |        |               |
|------------------|--------|---------------|
| (イ) 世帯全員の住民票写し   | …市民課   | ☎0829-30-9134 |
| (ウ) 法人などの所在地証明書  | …課税課   | ☎0829-30-9113 |
| (エ) 市税等の滞納がない証明書 | …税制収納課 | ☎0829-30-9110 |

## 9 車両等の管理について

補助金の交付を受けた方は、本補助金を受けて設置した補助対象設備を適正に管理してください。また、車両の初度登録の日から起算して4年（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、補助対象設備を、補助金の交付目的に反して使用し、廃棄し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供することはできません。

処分制限期間内に処分する場合には、処分する前に、廿日市市次世代自動車導入促進補助金補助対象財産処分承認申請書（別記様式6号）を提出し、必ず市長の承認を受けてください。なお、やむを得ない場合を除き、使用年月に応じて補助金の返還が必要となります。

処分制限期間内に市長の承認なく処分を行った場合には、補助金交付決定を取り消し、廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）によって通知し、補助金の返還を命じます。

また、補助金の交付を受けた車両の導入や補助金の申請に関する書類を整理し、車両登録の日から起算して4年を経過した日の属する会計年度の末日（3／31）までは保管しておいてください。

廿日市市補助金等交付規則第23条の規定により、市が必要に応じて車両等の状況調査を行う場合があります。

## 10 補助金の返還について

補助金の交付を受けたあとも、申請が虚偽又は不正の事実によるものだった場合や、補助金の交付の条件に違反した場合などには、補助金交付決定を取り消し、廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付決定取消通知書（別記様式第5号）によって通知し、補助金の返還を命じます。

必ず交付要綱やこの手引きの内容をよく確認の上、申請してください。

なお、処分制限期間内に市長の承認を得て車両を処分する場合にも、使用年月に応じて補助金の返還が必要になることがあります。その場合の基本的な計算方法は次のとおりです。

ただし、天災など理由によっては返還の対象とならないこともありますので、まずはゼロカーボン推進課にご相談ください。

**補助金返還額の計算方法**  
(市長の承認を得て車両を処分する場合)

$$\text{補助金額} \quad \times \quad \frac{\text{残存月数(※)}}{48 \text{ か月}}$$

※残存月数=48か月(処分制限期間)－経過月数  
経過月数には、車両登録月と処分月の両方を含めます。

※補助金の返還が済むまでは、新たに補助金の申請をしたり交付を受けることはできません。

**廿日市市災害時電源協力車登録制度に関する要領**

(目的)

第1条 この要領は、廿日市市内で大規模な地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)による停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、指定避難所等(以下「避難所等」という。)における非常用電源となる、動力が電動化された自動車(以下「電動車」という。)の確保のため、これらの車両を使用する者をあらかじめ登録し、廿日市市長(以下「市長」という。)の依頼に基づく給電活動の協力を得る制度(以下「本制度」という。)に必要な事項を定めることにより、災害時における市民の生命および身体の安全を守ることを目的とする。

(登録者)

第2条 本制度において登録の対象となる者(以下「登録者」という。)は、電動車を使用する者で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 廿日市市電気自動車等導入促進補助金交付要綱(令和5年告示第47号)第5条第1項第7号に規定する災害時電源協力車登録の同意書に同意した者
- (2) 廿日市市次世代自動車導入促進補助金交付要綱(令和6年告示第143号)第5条第1項第8号に規定する災害時電源協力車登録の同意書に同意した者

(登録期間)

第3条 登録期間は、前条各号の同意書に同意した日から起算して4年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

(活動の内容)

第4条 市長は、災害による停電が発生し、又は発生のおそれのある場合であつて、登録者による給電活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して、指定した避難所等へ参集し、給電活動に協力することを依頼するものとする。

2 登録者は、前項に基づく協力依頼があつた場合は、自身や家族等の身体・財産の安全等を最優先に考慮した上で、給電活動が可能であると判断した場合は、避難所等にあらかじめ登録した車両で参集するものとする。

3 登録者は、避難所等の運営主体の要請に従い、登録車両からの給電活動を行うものとする。

4 登録者は、活動後の撤収に伴う登録車両の運搬を行うものとする。

(報酬等)

第5条 登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費等の活動に要する費用は自己負担とする。

2 市長は、登録者が活動にあたり負傷又は死亡した場合は、市長が加入する市民総合賠償保険の規定の範囲内で保険金を支払うものとする。

3 登録車両からの給電に要した電気代等は、自己負担とする。

4 登録車両が市長の責に帰すべき事由により損害を被つた場合又は滅失した場合は、市長はその損害を賠償する。

(個人情報の管理)

第6条 市長は、登録者から提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

2 市長は、個人情報の授受、保管および管理にあたっては、個人情報の保護に必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。